令和８年度　国富町不妊治療費補助事業



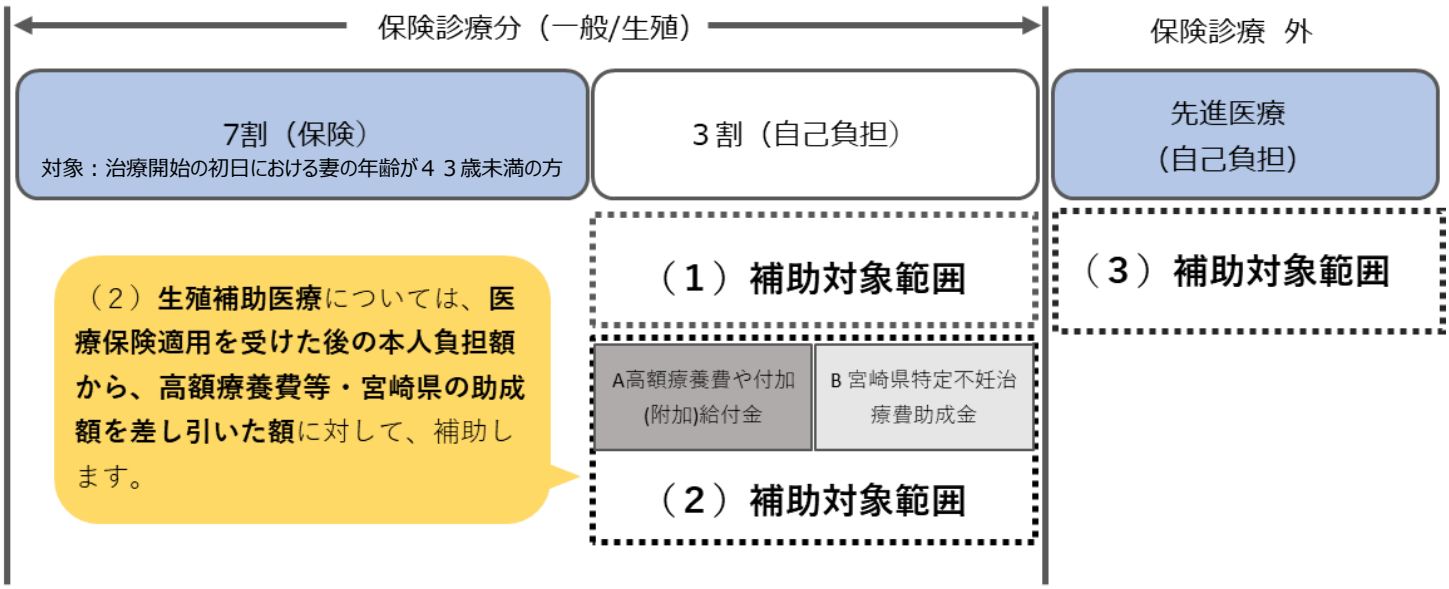
不妊治療については、令和４年４月から公的医療保険が適用されました。

しかし、こどもを望む夫婦にとって、不妊症は依然として精神的負担及び経済的負担が大きいことから、国富町では令和８年４月以降に不妊治療を受けるご夫婦に対し、新たに独自の助成を行います。

●対象となる治療と補助内容

治療方法	（1）　一般不妊治療 （タイミング法、人工授精）	（２）生殖補助医療 （体外受精・顕微授精・男性不妊治療）	（３）先進医療 ※生殖補助医療と併用して行われた治療
対象者	治療開始の初日における妻の年齢が４３歳未満の方	・治療期間の初日における妻の年齢が ①　40 歳未満　②　43 歳未満　の方 ※男性の年齢制限はありません。 ・宮崎県不妊治療費助成金の給付を受けた方（詳細は宮崎県中央保健所へお問い合わせください。）	
	①　夫婦の一方又は両方が、申請日の１年以上前から国富町に住民登録をしており、かつ町内に居住していること ②　夫婦であること（事実婚も可） ③　他市町村の補助を受けていないこと ④　町税などの滞納がないこと		
助成限度額	治療開始月から１年以内まで １子につき上限 10 万円	１回につき上限 10 万円	１回につき上限 10 万円
上限回数	回数制限なし ※ただし、助成限度額内に限ります。	①　６回+2 回　②　３回+2 回 ※男性不妊治療は、体外受精または顕微授精と同時申請になるため、回数や期間は生殖補助医療と同じです。	
申請期限	治療が終了した日の翌月から１年以内		

●補助金の考え方



令和８年度　国富町不妊治療費補助事業

申請に必要な書類

提出書類		備　考
①　国富町不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書		町ホームページからダウンロードしてお使いいただくか、保健センターでも配布しています。
②　国富町不妊治療費補助事業受診等証明書又は宮崎県不妊治療費支援事業受診等証明書の写し		町ホームページからダウンロードしてお使いいただくか、保健センターでも配布しています。 治療を受けた実施医療機関に発行を依頼してください。 ※宮崎県不妊治療費助成金の給付を受けた方は、県へ提出した受診証明書の写しでも構いません。
③　住基登録確認等の同意書		町ホームページからダウンロードしてお使いいただくか、保健センターでも配布しています。 同意書がない場合、夫及び妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書及び住民票が必要になります。
④　請求書		町ホームページからダウンロードしてお使いいただくか、保健センターでも配布しています。 【請求者】の【住所】【氏名】【電話番号】のみ記入してください。
⑤　滞納のない証明書		住民基本台帳、所得及び収納状況を確認できる場合は、同意書があれば省略可
⑥　不妊治療を受けた医療機関発行の領収書		提出された書類は原則返却できません。原本が必要な方は写しを提出してください。
⑦　本人確認のための書類		マイナンバーカード、運転免許証等の公的機関が発行した顔写真付きの書類
⑧　振込口座の通帳の写し		口座名義(カナ)、口座番号、店番号の記載がある部分の写し
該当者のみ	⑨　宮崎県特定不妊治療費助成金の給付を受けた方	給付決定通知書の写し
	⑩　高額療養費や付加(附加)給付金の決定額が確認できる書類	○治療費支払時に医療機関で限度額認定証またはマイナ保険証を提示していない場合 →限度額認定証（写）及び高額療養費決定通知書 ○付加（附加）給付の支給があった場合 →付加（附加）給付決定通知書または振込金額が分かるもの（通帳の写など）
	⑪　事実婚関係に関する申立書	町ホームページからダウンロードしてお使いいただくか、保健センターでも配布しています。

●申請方法

申請書に必要書類を添付の上、保健センターに提出してください。☎０９８５-７５-３５５３

宮崎県不育症治療費助成事業について

中央保健所では、平成 27 年４月から、不育症と診断された方が妊娠した場合において、
ヘパリン又はアスピリンを主とした不育症治療に係る費用の助成をしています。
※詳細は中央保健所へお問合せください。　【申請先・問合せ】 中央保健所　ＴＥＬ28-2111

